

# 令和6年度第2回札幌市文化財保護審議会

日時 令和6年9月10日（火）10：00～

会場 札幌市役所本庁舎18階第4常任委員会会議室

## 次 第

1 開 会

2 議 事

I 第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について

3 閉 会

## 1 開 会

○事務局（宮村） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回札幌市文化財保護審議会を開会いたします。

議事に入るまでの間、私、文化財係長の宮村が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。今日は、部屋の熱が非常にこもっている状況ですので、水分補給をしていただいたり、上着で調整していただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、ここからは座って説明させていただきます。

本日の資料を確認させていただきます。事前に送付しました資料を御覧ください。

まず、次第と委員名簿がございます。続きまして、「札幌市文化財保護条例」「札幌市文化財保護条例施行規則」「札幌市文化財保護審議会の公開に関する取扱要領」「札幌市文化財保護審議会傍聴要領」といった審議会の関係規定をまとめたものが6枚、両面印刷で配付しております。

次に、表紙に「令和6年度札幌市文化財保護審議会（第2回）」と書かれた資料がございます。クリップ留めの分厚い資料になるかと思えます。その次のページに、上部に「第2回札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について」という資料があるかと思うのですが、A4、1枚物で、机の上に1枚、別ペーパーを用意しております。一部追加情報があったため、そちらの資料に差し替えをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、審議会の成立についてでございます。

今日は、10名中、泉委員から欠席の御連絡がありました。9名の委員の皆様にご出席いただいております。文化財保護条例施行規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されていることから、この会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、ここから谷本会長に議事進行をお願いいたします。

## 2 議 事

○谷本会長 皆さんおはようございます。谷本でございます。

では、これから、令和6年度第2回札幌市文化財保護審議会を開催させていただきたいと思えます。スムーズに審議が図られますように皆様方の御協力をお願いいたします。

また、傍聴の方には、先ほど説明がありましたが、お配りしております傍聴要領を遵守していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、1件になっております。

先ほど事務局からご説明のあった「第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について」というペーパーの5番に、今後のスケジュールがありますが、前回の第1回の文化財保護審議会が8月2日にございまして、そこでこの「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」の素案についての議論をしていただきました。その後、委員の先生方からメールにてご意見をいただいて、反映された事務局サイドによる意見対応等が今回、別紙の2、3

としてついていると、こういうことになっております。

本日は、この「第2期札幌市文化財保存活用地域計画」の素案についての議論をいただくこととなりますが、それに先立ちまして、この素案について、事務局から説明をお願いいたします。

**○事務局（佐藤）** 文化財課の佐藤でございます。私から、第2期札幌市文化財保存活用地域計画（素案）について御説明いたします。

資料としましては、まず、A4縦、こちらの素案について差し替えになったもので、そちらを御覧ください。

今回、資料を三つ用意しておりまして、一つ目が、別紙1の第1章から第6章までの計画素案でございます。こちらは先日の保護審議会でもいただいた御意見と有識者の方からいただいた御意見を踏まえて、第1章から第4章までの前回お示しした素案の修正と、第5章、第6章の作成を行ってきたものでございます。こちら、今回変更を行った箇所に関しては、青字で記載されているところでございます。

二つ目の資料が、別紙2の意見対応表でございまして、御意見踏まえて素案をどのように修正を行ったのかを、この対応表の方でまとめて整理してございます。今回多く御意見をいただいたところでもございまして、字句修正など軽微と思われるものに関しましては、全てこの対応表には載せてございません。

三つ目が、別紙3のその他御意見一覧表でして、いただいた御意見の中で、例えば、より具体的な取組内容に関する御意見など、計画本編への反映させなかったようなものを一覧として整理したものがこちらの別紙3でございます。

まず、別紙1の素案と別紙2の意見対応表を基に、主な変更点について御説明いたします。別紙2の意見対応表の1ページ目を御覧ください。

こちら別紙2、章ごとにページ分けしておりまして、また、この表の一番左の欄に意見の番号を振ってございます。また、その右側の欄に章と本編のページ数を記載しております。適宜、本編の該当箇所を参照しながら御確認いただければと思います。

ただ、ここに記載されている本編のページ番号が、章をまたいで素案全体での通しの番号の調整がまだ行えておりませんので、何章の何ページという形で御参照いただければと思います。

ここまでよろしいでしょうか。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。別紙2の意見対応表1ページ目の3番と4番に関する意見でございます。意見の内容としましては、計画の計画年度ですとか、国や道の計画ですとか、そういった経年的な流れの全体像をどこかで図示したらよいのではないかという御意見でございました。こちらに関しましては、本編の第1章の5ページを御覧ください。

こちらの5ページの3、計画期間のところ、その第2期計画や上位計画の期間ですとか経年的な流れが分かるような図を追加してございます。青字で表現できていなかったの

で、少し分かりにくかったかもしれないのですが、このように修正を行いました。

○谷本会長 修正したところが青字ということですね。

○事務局（佐藤） そうです。修正したところが青字でございます。

1章については以上でございます、続いて、意見対応表の2ページ目、第2章についての説明でございます。こちらの意見の9番から12番までの意見についての対応でございます、アイヌ文化期についての御意見でございます。本編では第2章の25ページ目でございます。

今回御意見としまして、考古学的なアイヌ文化の説明が、一般的なアイヌ文化として捉えられてしまうのではないかと、**「アイヌ文化期」**といった表現を使うことで、アイヌ文化は過去のものであると捉えられてしまうのではないかと、アイヌ文化期の説明や表記に関する御意見をいただきました。

まず、前提として、今回御意見をいただいた第2章の歴史的環境の記載について、現行計画を作成する際に整理しておりました記載の方針について御説明したいと思います。

第2章の歴史的環境については、札幌の文化財や歴史文化の成立に関する出来事を中心に、札幌の歴史的環境の概要を記載する箇所としてございます。この歴史的環境の記載について、現行計画策定の際に設置した札幌市歴史文化基本構想策定委員会で、素案全体を通して文字数が多く、読みにくいといった御指摘もあったところでございます。できる限り読む方が詰まらずに読み進められるような記載とすることとしておりました。具体的には、札幌の歴史的環境の概要を語る上で事実を端的に述べて、付加的なエピソードはトピックといった形や、第4章の札幌市の歴史文化の特徴に記載をすとか、第2章の歴史的環境と第4章の札幌市の歴史文化の特徴等の複数箇所では話が重複して登場しないようにするといった整理の仕方で作成しました。

今回いただいた御意見の時代区分に関する表記についてですが、この歴史的環境の時代区分の表記については、構想の策定委員会での議論の際に、例えば、何千年前だとか何年前といった記載の検討もされていたところではあったのですが、年代のみの記載だけでは分かりにくいといった理由がございまして、国や道の表記を参考にしながら、縄文文化といった時代の区分の表記としました。アイヌ文化期についても考古学上の時代区分として使用されているものであり、一貫性を持った表記とするため、この表記を採用しております。

ただ、今回改めてこういった御意見をいただきましたので、その考古学上のアイヌ文化期の説明として誤解が生じないように記載の見直しを行ったものが、この本編25ページ、(5)アイヌ文化期以降のところに記載されている青字の修正箇所でございます。

第2章については以上でございます。

続きまして、意見対応表の4ページ目を御覧ください。

16番の御意見で、本編第3章の35ページです。

前回お示ししていた資料では、この地域計画を記載する上での文化財の分類方法につい

では、例えば有形文化財や記念物といった、主に文化財保護法上の6類型にて整理をしていくという形にしていたところです。御意見として、未指定文化財（指定等されていない文化財）については、わざわざ保護法上の分類で整理をし直す必要はないのではないか、現行計画において使用していた分類方法をそのまま用いればいいのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。

これらの御意見を踏まえまして、文化財の分類方法に関しましては、指定等の文化財については文化財保護法上の分類による記載をしまして、未指定の文化財については現行計画による分類方法により記載をしていくこととしたいと考えております。

具体的には、本編35ページの指定等文化財の分類の表に記載されているものが、指定等の文化財の分類方法、いわゆる保護法上の分類方法でございます。次のページ、36ページに記載しているのが、未指定の文化財の分類方法で、現行計画の文化財に関しては、この分類で整理をしております。

これらの分類に応じて、本編第3章の43ページ以降に、指定文化財の説明と、未指定文化財の説明をしていく箇所がございます。ここの箇所に関しましても、この分類方法に基づいて、指定、未指定に分けて分類方法を整理して、記載の改めを行っているところでございます。

第3章について以上でございます。

続きまして、意見対応表の6ページ目を御覧ください。

24番の意見でございます。本編第4章の69ページ。こちらの御意見なのですが、前回この69ページでお示ししていた案ですと、本編のこの箇所に、これまで設定してまいりました六つの札幌市の歴史文化の特徴と、これまでに設定した関連文化財群とストーリー、その対応関係を表にして表していたところです。その中で、歴史文化の特徴の一つである「継承されるアイヌ文化」に関して、関連文化財群が設定できていないという表になっております。そのように記載をしてしまうと、現時点では「継承されるアイヌ文化」が設定されていないということが目立ってしまうのではないかとといった御意見がございました。

今回この御意見を踏まえながら、改めてここの記載全体の見直しを行っております。見直しの考え方としましては、そもそもこれまで設定してきた関連文化財群とストーリーにつきましては、六つの札幌市の歴史文化の特徴だけではなく、本編第4章の53ページに記載があるのですが、「市民ワークショップ等で話し合われた歴史文化の特徴」というものがございます。前期計画を策定する際に行ったワークショップ等で市民の皆様からいただいた御意見で、歴史文化の特徴、こういったものもあるのではないかとといったものが何点かございます。これまで設定してきた関連文化財群とストーリーというものに関しましては、この六つの歴史文化の特徴だけではなくて、こういったワークショップで話し合われた歴史文化の特徴も踏まえながら設定しております。今後、設定をする関連文化財群につきましても、この六つの歴史文化の特徴と、市民ワークショップ等で話し合われた特

徴、そういったものを踏まえながら検討していく予定であります。もともと前回お示しした案で記載しておりました六つの歴史文化の特徴と関連文化財群だけの関係性を載せる表というものは削除して、ここ全体の記載を改めたところでございます。

続きまして、意見対応表の８ページ目でございます。

こちらから第５章の説明でございまして、今回、第５章、初めてお示しする資料でございます。第５章に記載されている内容としましては、文化財の保存・活用の体制、前回の保護審議会資料の概要資料で説明しました前期計画の取組内容の検証の内容、あとは目指す姿と基本方針、保存・活用に関する課題といった内容を第５章に記載しているものでございます。

いただいた御意見の中で、この第５章のところで反映をしたものは、３３番から３６番を御覧ください。

計画の目指す姿の具体的なゴールイメージについて、もう少し触れることができないかという御意見をいただいております。こちらの対応としましては、５章の９８ページのところに、目指す姿を記載しております。その目指す姿の記載の下に、青字で目指す姿の具体的なイメージとしまして、「多くの市民が、文化財を通して札幌市の特徴や自分たちが住む地域の魅力を理解し、それを誇りとして次の世代に伝え、札幌市を訪れた人に語れるようになっていきます」という形で、目指す姿の具体的なイメージという記載を追加したところでございます。

続きまして、意見対応表の１０ページ目でございます。

１０ページから第６章に関する御意見でございまして、第６章も今回初めてお示しする資料でございます。載っている内容としましては、前回の保護審議会でお示した措置一覧表、Ａ３横の資料です。こちらに記載しておりました第２期計画で行う事業の内容を保存・活用に関する措置という形で列記しております。また、計画推進の指標についても、こちらの第６章に記載しております。

別紙２の３７から３９番の御意見についてでございます。御意見としまして、文化財について、市民が愛着を持ってもらうことや、市民の方に目を向けていくということが大事ではないかといった御意見をいただいております。

こちらの対応としまして、本編６章の９４ページを御覧ください。９４ページの「（１）措置についての考え方」というところです。こちらに文化財の保存・活用に関する措置についての考え方を記載してございまして、この記載を改め、文化財の保存・活用を考える際に、まず市民が文化財の価値や魅力を理解していただくことを前提とする旨の記載を追加してございます。こうした前提の下に文化財の特性、例えば立地ですとか、そういったものを踏まえながら、措置の検討をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、意見対応表の４１番のアイヌ伝統文化振興の事業についての御意見でございます。こちら、アイヌ伝統文化振興という事業、取組に関して、伝統文化だけにこだわるような表現というものは避けていく方向の方がよいのではないかと御意見をいただいております。

いたところでもございました。こちらに関して、事業の所管部局と検討を行ったところ、事業名称に関しましては、上位計画で定めているものを利用しておりました、変更することができませんでした。その事業の取組内容に関しましては、いただいた御意見を踏まえて、修正をしております。

そちらが本編第6章の99ページで、「Action3 伝える「保存・伝承」の課題に対する取組」というところがございます。その一番下にアイヌ伝統文化振興という事業を記載しております、その事業内容の部分を御意見を踏まえて修正をしているところがございます。

以上、御意見に対する主な対応について御説明をさせていただきました。

次に、別紙3の説明をさせていただきます。別紙3、その他の意見一覧表でございます。

こちらに関しましては、いただいた御意見の中で、より具体的な取組に関する御意見ですとか、その計画本編に反映できなかったものなどを一覧で掲載しております。

大きく御意見の内容に応じて分類してまして、1ページ目であれば、文化財の活用に関するということで、10件ほどいただいています。また、めくっていただいて2ページ目以降になりますと、例えば、郷土資料館に関する御意見ですとか、子どもへの取組に関するですとか、情報発信に関することなどを整理したものでございます。

具体的に本編に反映できなかったところがありますが、今回いただいた御意見を踏まえながら、今後、より具体的な取組を検討していきたいというふうに考えております。

別紙3については以上でございます。

次に、最初に説明をしておりましたA4縦の各素案についての資料を御覧ください。これの4番の文化庁指摘事項についてでございます。

8月30日に、文化庁とこの地域計画の素案について協議を行いまして、いろいろ文化庁のほうから御指摘を受けたところがございます。その御指摘の内容としましては、使用する言葉の統一といった細かい点から様々な御指摘いただきました。現在、その対応の整理中のところでありまして、今回お示した素案には、文化庁から受けた指摘の内容については反映できてございません。その素案の書きぶり、記載ぶりに大きく影響があると思われる点を三つほどこちらに記載させていただきました。

1点目が、第4章の「関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針」に関するところで、本編では第4章の107ページでございます。この第4章の107ページの部分に、現在の素案ですと、関連文化財群の課題について、七つの全ての関連文化財に共通する課題を、まとめた記載となっております。例えば、課題としましては、情報発信や活用の取組が今後必要になるといった記載をしておりました。文化庁から受けた指摘としましては、関連文化財群については、関連文化財群ごとにその課題と措置を記載しなければならないということでございましたので、七つの関連文化財群ごとにその課題と措置を記載するように、ここの記載ぶりを改めたいというふうに考えております。

次に、文化庁から指摘を受けた２点目の指摘事項についてですが、第５章の８２ページでございます。８１ページから８２ページです。「文化財の保存・活用の推進体制」というところがございます、ここに防災に関する記載がないこと。また、有事の際にどういった対応を行うのかということをごここに記載すべきといった御指摘をいただきました。御指摘を踏まえまして、こちらにその体制を、記載を追加することを検討していきたいと考えております。

３点目が、第５章の８５ページの「前期計画取組の評価検証」の部分です。こちらは、前回の保護審議会でお示ししました概要資料で記載をしておりました、例えば、利用者数、観覧者数の状況ですとか、文化意識調査の結果を踏まえて、前期計画がどうだったのかという評価検証を８５ページから記載しているところです。文化庁から受けた指摘としましては、ここまでの詳細な前期計画の評価検証を本編に記載しなくてよいとの御指摘ございました。例えば、８８ページの「（３）取組の進捗状況」というふうに書かれたところがあるのですが、こちらは、前回お示した措置一覧表というＡ３横の資料に記載していた、どういった取組を行ってきたのかという内容ですが、ここまで書かなくてもよいというふうな御指摘をいただいたところでございました。なので、この第５章の「前期計画取組の評価検証」の部分、少し記載ぶりを検討して改めたいというふうに考えております。

今回このような文化庁の指摘事項を反映できない状態で御意見をお伺いすることになってしまってお大変恐縮でございますが、今回のこの文化庁の指摘事項の対応については、第２回の保護審議会からいただいた御意見の対応と併せて計画素案へ反映させまして、後日、委員の皆様にもメールで御報告させていただきたいと考えております。

また、今後のスケジュール（想定）というところで書かせていただいているのですが、今回も前回同様資料の量が大変多くなってしまったところでございまして、この場で御意見を頂戴するほか、別途御意見をいただく期間を設けさせていただきます。保護審議会終了後、９月１７日火曜までに、前回同様にメールで御意見をいただければと思っております。

説明は以上でございます。

○谷本会長 どうもありがとうございました。

前回の委員会での議論を経て、その後委員の皆さんからメールにてたくさんの意見をいただいて、これが別紙２と別紙３でありまして、それに対して「対応案」と書いてありますけれども、その中で幾つかピックアップして、大きな問題について今事務局から御説明をいただいたということでございます。

かなり大変な御作業だったと思います。お疲れさまでございました。

先生方からいただいた意見についての対応の御説明でございました。この後、先ほど確認しました今後のスケジュールにもありましたように、９月１７日まで前回と同様、枠に埋める形になりますかね、委員の先生からご意見を伺うということでございますけれども

も、今回は直接の意見聴取の場でもありますので、各先生からいただいた意見への対応についての御意見ですね、あるいは、今後のことについての御意見について、時間を少し取ってお伺いをしたいと思います。御意見、御質問よろしくお願ひいたします。

○高瀬委員 細かいことも入ってくるのですけれども、よろしいですか。第1章、3ページの上から5行目ぐらい、「大昔から」という青字になっているのは、おそらく今回変わったところだと思いますが、歴史についてはかなり解明されてきているにもかかわらず「大昔から」と言ってしまうとすごく乱暴な言い方に聞こえてしまいます。「長きにわたり」とか「古くから」とか、別の言い方があると思います。また、ここは最初にアイヌが出てくる場所だと思いますので、「先住民族である」とか「先住民である」という点を一言入れていただければと思います。

第4章、71ページ。最後の段落で「およそ6000年前頃までには」とあります。ここも青字になっているので今回変わったところだと思いますが、「6000年前以降」の方がいいかと思います。

72ページ、3行目。縄文晩期のことを記載していますが、「2300年前頃」と続縄文文化期に入っていますので、「2600年前」とか「2500年前」にしないといけないと思います。

次の73ページに写真と図が載っていますが、砂沢式土器の出典の『縄文時代研究辞典』は『事典』になります。

第4章、104ページ、札幌大球の写真と図を差し替えていただき、ありがとうございます。キャベツが二つ写っていますが、左は普通のキャベツなので、「右」というキャプション入れた方がいいかと思います。

前後して恐縮ですが、第4章の56ページの小見出しにも「大昔」という言葉が使われています。これも「先史から育まれた」とか、別の言い方がいいのではないかと思います。「長期的に育まれた人々の持続的な暮らし」とか、何か違う言い方があるのではないかと思います。「大昔」は使わない方がいいと思います。

第2章13ページの下から2行目、「北海道大学附属植物園」とあります。富士田先生にお聞きした方がいいかもしれないのですが、名称がおそらく変わっていると思います。最初に出てくる場所なので、ここだけ正式な名称で書いた方がいいかなと思います。

○富士田委員 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園です。「附属」は使っていないです。なので、ここ長く書いて、以下は北大植物園でいいのではないですかね。

○高瀬委員 3章47ページの国登録有形文化財の一覧表の中には、「北海道大学附属植物園庁舎」とあります。これが登録名称であれば変えられないかと思いますが、本文中の記載ではわかりやすい名称に変えてもいいのではないかなと思います。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。逐次、具体的に御指摘をいただきました。これ

は、先生、後日ペーパーに書いてご提出いただくのではなくて、今・・・。

○高瀬委員 すみません。時間ないため今、口頭で。

○谷本会長 では、事務局には記録をして、御対応をお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○富士田委員 すばらしいものだと思います。さっき、でも、御意見にあったように、文字が多いので、市民が読んでくれるかどうかというところはちょっと気になるところなのですが、主に体裁についてちょっと気になったところを言います。

まず、第2章の23ページから、「歴史的環境」について述べられているのですが、私は面白くて読ませていただいたのですが、一番最初に細長い年表みたいなのをに入れていただくと、どう変わっていったかを、読むときに頭に入りやすいかなと思ったのですね。知っているようで知らなかったり、習ったけれども忘れてたりというような内容になっているので、一番最初に移り変わりの年表があった方が親切かなと感じました。

それから、第3章の35ページとか36ページに、新しく追加した表があるのですが、追加したからかどうか分からないのですけれども、やたらめったら表の文字が大きく見えて、ほかとのバランスが悪いというのがあるのと、表の名称ですね、キャプションの部分の文字の大きさが、多分最後は統一されると思うのですが、大きかったり小さかったりする。それから、このページだったら、下が空いているわけですから、表をもうちょっと下げていただいて、キャプションがしっかり読めるようにするとか、ちょっと工夫されたほうがいいかなと思いました。

同じようなことが第3章の42ページの表も、こっちがちょっとキャプションの文字が大きく見えました。よく分からないのですけれども。

それから、第4章の55ページ、その前のページもそうなのですが、その複雑な図や表なのでしょうか、これが理解できません。というか、理解するのにどう見るのだろうと。縦軸と横軸と中に書いてあることの間を関係するのに数分は絶対かかるし、ちょっと分からないという人が出てくるのではないかなと思ったのですが、これはちょっと、どう見るのですかね。地域的観点というところに課題が上がっているのですかね。

○事務局（佐藤） 課題といいますか、キーワードといいますか、前回計画をつくるときに拾い上げた。

○富士田委員 一番上の青字で書いてあるところは何なのですか。

○事務局（佐藤） ここは時代区分ですね。

○富士田委員 この時代区分は、下の表とどう関係あるのですか。

○事務局（佐藤） その時代区分に応じた、拾い上げたキーワードを載せていっているという形ですね。

○富士田委員 どういう意味だかよく分からない。ごめんなさい。ということで、理解するのが難しいので、もう一つ、もう一回工夫していただけるといいかなと思いました。

あと、第5章の98、99ページ辺りなのですが、何かここだけざっくりしているよう

な感じがするのですよね。すみません。ざあっと見て。しかも、「目指す姿」と98ページにばんと書いてあるのですが、大きな文字で、ほかのページよりも。すごくざっくり書いてあって、分かりやすいのか分かりにくいのか、よく分からないというのか。何かトーンがここだけ違う感じがするのですね。気のせいですかね。ちょっとそういう印象を持ちました。

あと、文化庁からいろいろ言われたとおっしゃっていましたが、第6章の97ページ辺りからいろいろ説明があるのですが、ごめんなさい、ここで「協議会」と書いてあるのは何の協議会。

○事務局（佐藤） 札幌市の「歴史文化のまちづくり推進協議会」でございまして、協議会の説明に関しましては、第5章の83ページ。

○富士田委員 いいですよ。そこに書いてあるのは分かるけれども、この表だけ見たときに、取組主体、札幌市と、そのまま読んでも分かるのですけれども、「協議会」と出ているのですが、これ何の協議会だったのか、振り返られないというか。第5章のどこどこを見ればと、どこにも書いていないような気がするので、この表を載せるときに、協議会は何だという注釈なりなんなりをちょっと入れていただいたほうが親切ではないかなと思いました。

すみません。私の（意見）は、内容というよりも、読み手として見たときどうなのかなというところばかりなのですけれども、以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

逐次の御指摘というよりは、全体的な印象にもかかる御指摘ですので、事務局にはそれを踏まえて御対応いただければと思います。

ほかにはいかがでございませうでしょうか。

○照井委員 ちょっと細かいことなのですが、第4章の100ページから101ページの「雪や氷と共にある暮らし」の、101ページの「寒冷地で快適に暮らす住宅への試行錯誤と発展」の後半の方なのですが、三角屋根のコンクリートブロックの住宅から現代へ行くときに、ちょっと飛躍がし過ぎているような感じがあります。例えば、大正・昭和期で活躍された田上義也さんの建築、それから、戦後ですけれども、上遠野徹先生とか、具体的には、お二人とも北海道に根差した文化的な暮らしを大事にされて設計をされた建築家です。田上先生で市民に身近なのは、移築されていますけれども、旧小熊邸だったりとか、それから、上遠野先生は自邸、1968年なので50年以上経っていて、どこももう100選、今は200ありますけれども、近代建築の名建築として世界的に選出されているもの、そういうのを文化財保護審議会、分科会なので、それをちょっとつけ加えたりすると、それと文化的な暮らしということで、今も継続している、それ以外のことは割と技術的なことが多いと思いますので、そういう面を入れてみるのもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

ここの点ですね、もう少し叙述を加えて、という御意見でした。

ほかにはいかがでしょうか。

○内山委員 以前から文化財防災のこと、私も気になって、何度か発言させていただいたと思うのですが、今回、文化庁からもその指摘があったということで。ただ、質問に近い事項ですが、どこまで限られた時間の中で入れ込むことができるのか。例えば、市内だけで完結するようなお話だったら、例えば、被災文化財の避難所はどこにするか、一時避難所はどこにするかとか、そういったのは市の中で考えられる話なので盛り込めるのかもしれないですが、広域のネットワークというか、そういった話だと、先方も関わる話なので、今回は難しいということなのか、それとも、そこも含めて市外、道外も含めて話し合われたりする予定なのかということをお伺いできればなと思ったのですが、お願いします。

○谷本会長 これは防災について。

○内山委員 防災ですね。

○谷本会長 では、事務局からお願いします。

○事務局（佐藤） 今のところ、そこまでの広域なところまでの検討ができていないところなので、まずは、市域の中でどういった体制をとるところをまずしっかり書き上げていくということを検討したいなと思っております。

あともう一つは、北海道の文化財保存活用大綱というものがございまして、その大綱に、例えば、北海道としてもその救援のネットワークの構築を図っていきたいという記載がございまして。そういった記載を参考にしながら、北海道とも相談しながら、どういった書きぶりがいいのかというのを検討できればなというふうに考えているところでございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

○池ノ上委員 大きくは二つ質問があります。一つは、第3章で「札幌市の文化財」という説明がありますが、その中で、34ページで、指定等文化財と未指定文化財の概念図みたいなものが入っています。この章の中には、それだけではなくて、さっぽろ・ふるさと文化百選とか、景観資産とか、景観重要建造物とか、北海道遺産とか、いわゆる文化財以外のものがいろいろ書かれています。それがどういう位置づけなのかというのが、まだほかに書かれているのであればそれはそれでいいのですがというのと、あと概念図みたいなもので分かりやすく関係性を表記できないかなと思いましたが。あるのであれば教えてくださいというところで、ちょっと見つけれませんでした。それに関連してなのですが、その後の第4章では、先ほども先生方で何度か話題になっていたと思うのですが、いわゆる札幌市の歴史文化と関連文化財群という章になると思うのですが、その関連文化財群とこの文化財との関係性はどうなっているのか。この計画の中でどう位置づけて、それ

が出てきたのかというところが、私が読んだ限りは見つけられなかったので、その辺り、どこか記述があるのであれば教えてください。でも、結局この計画書の中では、5章、6章は文化財の話になると思うのです。なので、この関連文化財群ってとても大切な考え方だと思いますし、いわゆる地域社会の中で文化財、いわゆる文化財をどう持っていくとか活用していくことを考えたときに重要だと思うのですが、結局この計画自体は文化財の計画になっているので、その関連文化財は結局どこに行くのかがちょっと最終的には見えないなと思っています。もし、いやそんなことではなくて、ここにこういうふうに書かれているのだということであれば、教えていただけたらなと思いました。

それと二つ目は、やっぱり地域社会と札幌市のいわゆる文化財の関係性を、これまでとは違う関係性にしていこうというのが計画の趣旨だと思うのです。そう考えたときに、5章、6章で今後の保存・活用の方針や、いわゆる措置に関して書かれてはいるのですけれども、もう少し市民主体で書けないのかなとは思いました。

それぞれのセクターの役割みたいなのが第5章の99ページ、「それぞれに期待される役割」というところの記述があると思うのですけれども、市民が一番最後になっているのです。もちろん行政の計画だと言ってしまえばそうかもしれないのですけれども。前回もちょっと発言させていただいたのですが、結局、札幌の文化を地域社会の中でどうしていきたいのかとか、具体的にどんな姿にしていくのかみたいなのところのイメージを今回記載していただいたのですが、それを実行するための仕組みを計画の中でうたわないといけないと思うのです。そのときに、従前からやられていることが掲載されてはいるのですけれども、そこからどこまで第2期の計画の中で、地域計画の中で進めようとしているのかがもう少し具体性を持って表現できないかなと思いました。

そこから先はアイデアレベルですけれども、一つは、郷土資料館の話があったと思うのですが、やっぱり郷土資料館ってすごく、この地域計画、札幌市って大きすぎるので、札幌市の中でもそれぞれの地区レベルで、地域の文化のアーカイブでもあり、市民との接点でもあり、今後もしかしたら活用の拠点になる可能性もあるのかなと思います。そういう郷土資料館の位置づけの再定義みたいなこととかができないかなと思ったりしています。あとは次世代にどう継承していくのかで、幾つかは書かれていたと思うのですが、もう少し踏み込んだ何かが出ないのかなとは思いました。

だから、先ほどの協議会という話もあったと思うのですけれども、協議会はどうしても、いろいろ活動されていると思うので、あまり否定的なことってはいけないと思うのですけれども、プラットフォームなので、プラットフォームにどんな人が乗っかってくるのかという仕組みをつくらないと、なかなかプラットフォームそのものも活性化しないかなと、行政がずっとねじ巻きし続けないといけないのかなと思いますので、その辺り、誰がどう参加してきてみたいところが描けるといいのかなと思いました。ちょっと今から構成を全部変えると難しいのかなと思うのですけれども、できる範囲で何か加筆ができないかなというところです。

○谷本会長 ありがとうございます。

全体的な構成にもかかわる大きな御提案も含まれていましたが、今の時点で事務局から何かお返事するところはございますか。

○事務局（佐藤） 1点目が指定と未指定の概念図のところ、すみません、文化百選がどこに入るのかというところ、多分、明確に記載しておりませんでした。分類としましては、未指定文化財のほうに入っていくというイメージでございます。ただ、文化百選の中でも、指定されているものがあるので、多少重複は出てきているところではあるのですが。その御意見を踏まえて、文化百選ですとか、いろいろ説明するところがあるので、これはこっちに入っていますという形で分かるような記載ぶりを検討したいなと思います。

あとは、文化財と関連文化財の関係性の記載についてだったのですが、そちらに関しましては、一応、第4章の68ページから69ページのところで、こういったものを関連文化財群として設定していきましょうという形の整理はしていたところではございます。ただ、関連文化財群を今後どうしていくのかとか、そういった方向性のところについては、ちょっと記載ぶりが弱かったかなというところでありました。それが先ほど説明しました文化庁からの指摘事項、それぞれの課題とそれぞれの措置をどうするのかというところにもつながっているのかなと思います。なので、その点、第5章の課題と措置の記載ぶりのところで、もうちょっと具体的に目に見える形に表せたらよいかというふうに考えます。

次が、協議会の主体性ですとか、プラットフォームについてのところでございます。なかなか、ちょっと書けていない部分があったのですが、御意見を今回有識者の方からもいただいたときに、れきぶん協議会の体制ってどうなのだろうかという御意見をいただいていたところでございます。別紙2の8ページ目、30番と31番のところに記載をしていたのですが、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会のあり方、協議会の持っている役割が市民に伝わっていないのではないかとすとか、そのメンバー構成ですね。今、商工会議所様と観光協会様の3名で構成をしているのですが、そのほかのメンバーも検討したらどうかというふうな御意見をいただいていたところでございます。すみません、現状、どうしていくかというところ、今この場で明確にお答えできるまでの検討が進んではいないのですが、その点は今後の検討しなければいけない事項として、考えていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

○富士田委員 今、見ていてよく分からなかったのが4章の68ページの上の図です。この真ん中をどういうふうに見るのか分かりません。まず、歴史的観点と書いてあるのですけれども、縦軸が上に矢印のマークがついているのですけれども、これはどういう意味ですか。真ん中のグラフだか図があつて、上へ矢印になっていますけれども、意味は、何

のために矢印ですか。どういう視点なのでしょう。

○事務局（栗山） 空間的要素については、空間的観点として例えば、筆界とか地割の線とか、水路があったところだよとか、発掘調査で分かった古代の道筋とか、江戸時代から境界があったという歴史とか、そういう歴史的要素がついてくると、空間的観点のものになってくるといふふうに考えていまして、自然地形が最初あって、そこにまちができて、そしてそういった歴史が重なってくることによって空間的観点が出てきて、景観的要素を証拠づけるものとして、ストーリーがあってというような、そんな感じで。

○富士田委員 分かりましたけれども、この図からすぐにそれを理解するのはすごく難しいです。これを普通に見ると、GISのレイヤーを重ねたような図にしか見えなくて、もちろんレイヤーを重ねているのでしょう。今の説明で分かりました。そういった視点で見えていって把握するというのですけれども、ちょっとそういうふうに、説明が足りないのか図が悪いのか分からないのですけれども、理解できないので、ここは御検討いただいたほうがいいかもしれません。その視点を入れた結果、一番右側のような関連文化財群という考え方になるということだと思います。実は真ん中、大事な要素だと思うので、もう一回御検討いただけると。一般市民の方が見てすぐに分かるような図がいいと思うので、よろしくをお願いします。

○谷本会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○甲地委員 今開いている第4章の69ページのところです。ここについて意見を申し述べたのは、実は私なのですが、前回の資料の69ページだと、確かに私が指摘したように、歴史文化の特徴との対応関係ということで、「⑥継承されるアイヌ文化」に関連するものが空欄なので、それが目立ちますよね。それは確かにそうだったのですが、私のお伝えの仕方が多分悪かったと思うのですが、目立つから隠しましょうということでは全然ないのですね。むしろ、私こうやって歴史文化の特徴と各関連文化財群がどうつながるのかと、こういう事業がそもそもどういう考え方に立ち返ったときに行われたのかということ、①から⑥までどうつながるのかということが分かるようにしたということは、むしろ前回の表は評価していたのですね。

その上で、継承されるアイヌ文化のところがなかったら、どうしてと普通の人は不思議に思うだろうと。それは決して無視したわけではなくて、ちゃんとこれからの第2期とか今後の中で、継承されるアイヌ文化という部分に関しても、それから、それらのあまり丸印が少ない部分に関しても、ちゃんと策定していくのだよということが分かるような説明を、今後に向けた補足みたいなものが必要なのではないかなと思って御意見を差し上げたのです。翻って今回いただいた新しい方の69ページでは、確かに「令和5年度までに設定した関連文化財群」ということで分かりやすいのですけれども、これが例えば、同じ資料の52ページで指摘された六つの歴史文化の特徴とか、同じく第4章の55ページの表で、右の方に矢印でつながっている①から⑥というような、やっぱり52ページで挙げら

れた歴史文化の特徴というものが、いろいろな事業で立ち返るべき柱だと思うので、69ページ、直せということではないのですけれども、今回新しく作り直されたこの表でも、これら令和2年度から令和4年度までの事業がどういった歴史文化の特徴に基づくものなのか。欲を言えば、右端に①とか②とかだけでもあるといいかなというのと、⑥とか、その丸の関連、番号がなかった少ないものについても、今後ちゃんとやっていくのですよということが分かる注釈があるといいなと思いました。

というのは、多分、第2期が終わる頃までに、今日のこのやり取りとか前回のやり取りを覚えている方たちばかりだったらいいのですけれども、多分札幌市さんのほうも人事異動とかあると思うので、最終年度の1年前にはこのようなやり取りがあったということが忘れ去られるのではないかなと思ってしまいます。ちゃんと①から⑥まで満遍なくやりますのよという意識が最初にあったのだということが分かるような形にさせていただきたいのかなと。そういう意図で申しました。ちょっと言葉足らずだったので伝わらず、ごめんなさい。

以上です。

○谷本会長 ありがとうございます。

前回の意見の補足というところも含めての御意見でしたので、事務局には御対応をよろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。

○富士田委員 今回の甲地先生のお話のページ、69ページ。今のこの表だけ見ると、何年度に何を文化財群にするという話し合いしたという表にしか見えないのですけれども、よくよくこれを見てみると、ここに上げたものについて、次のページから解説しているので、こういうことはやっぱり、ずっと関連して読めるように、次のページからの1にどれがつながるのかというほうがいいと思います。これは、ぼうっとして見ていたので、令和2年度にこれやって、3年度にこれやって、4年度にこれやったというぐらいに思っていたので。先生がおっしゃったとおりではないかなと思いました。

○谷本会長 7つの関連文化財がこの後説明されていて、ただ、関連文化財群が7つというよりは、先ほど甲地先生が指摘したように、「継承されるアイヌ文化」を含めて、まだもう少しあるわけですね。たしかに分かりづらいですね。

○事務局（佐藤） 順番等が一致していなかったもので、記載ぶり、改めたいと思います。

○富士田委員 70ページ以降に、関連文化財群1とか2とかというふうに番号が振ってあるのですね。こちらの69ページも番号を振っていただけると、これについての説明が次のページからあるんだなと分かりやすくなるのではないかと思います。

○事務局（佐藤） ありがとうございます。

○谷本会長 これは、私が分かっていないだけかもしれませんが、第4章の52ページの一番最初に載っている六つの要素がありますね、特徴の要素。この中に「継承されるアイヌ文化」というのが入っているわけですが、この特徴と関連文化財群の関係というのはど

うなっているのですか。

○事務局（佐藤） 全くのイコールではなくて、こういった特徴の中から、例えば、テーマ、切り口で文化財を拾い上げてみると、こういった関連文化財群がつかれますねというふうな関係なので、全てがイコールではないので、例えば、一つの歴史文化の特徴から二つ、三つの関連文化財群が出て、それはおかしくはないという整理でございます。

○谷本会長 ということは、今後も、前述の要件を備えた新たな関連文化財群とストーリーの設定を検討していくということですね。ただ、第4章の70ページ以降の関連文化財群の概要は、2年度から4年度の7つ、これしかないという印象、読后感というのですかね、確かに残るように思いました。そこが分かるようにしたほうがよろしいですね。

すみません、ちょっと横から口を出しまして。

ほかにいかがでしょうか。せっかくの機会ですので、皆さんからお伺いしたいと。往田先生、何かございますか。

○往田委員 ちょっと話がそれるような感じがして、すごくお恥ずかしいのですけれども。先ほど池ノ上先生からお話があった、百選とか景観資産とかという話ありましたけれども、それがここに記載されているのかというようなお話ありましたが、文化百選をやってきたというのは、私の記憶が正しければ、平成の初期だったのではないかと思います。札幌市は、その前から文化行政をやっていて、百選の前には、私が立派だなと思っているのは、さっぽろ文庫を100冊つくったじゃないですか。つくっているところというのは、所轄がばらばらなのですけれども、とても貴重なお仕事を札幌市では連綿と行っているにもかかわらず、それが、時代背景ももちろんあるのですけれども、アーカイブ化されていないとか、札幌市の行政の中できちんと継承されていないとか、そういうのがあるのではないかなと思いました。

とてもすてきな仕事を札幌市ではされていらっしゃるのですから、その蓄積に、歴文構想の蓄積と、この市民ワークショップのものですとか、文化財審議会での話し合いとか、今後策定していくであろう事柄とか、関連づけてやっていくと、過去を振り返ることでもかなりの目に見えない文化的な資産価値が札幌市の中にはあるのではないかと、それがちょっともったいないなと思っております。もちろん文化部だけではなくて、都市計画とかほかの部署とも関連もありますけれども、そういうのを標榜していくと物すごい宝物になるのではないかなというふうな印象を今持ちました。ちょっと話がずれているかもしれないですけれども。

○谷本会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見。

今の御意見について事務局から何かございますか。この段階で。

○事務局（宮村） 他の部局も含めて、この計画を今後策定していく内部の会議とかも控えておりますので、そういったところでの参考にさせていただければなというふうに思いました。

○谷本会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○**往田委員** それと、これもちょっとお恥ずかしいお話になるかもしれないのですが、文化の担い手というのは、もちろん行政も重要ですが、やはり市民なのだという姿勢は忘れないでいてほしいなと思います。あと、北国の生活が育んだ文化という視点では、アイヌの方々とか開拓に来られた方々が、本当に生活の中で育まれてきた、生活そのものなので、そういった視線というのが大事なのかなというふうに思います。なので、先ほど照井さんが、いきなり三角屋根とお話しされて、私も確かにいきなりブロック住宅の三角屋根、ほかにもいろいろあるでしょうと思ったのですが、その後、積雪との闘いとか、より効率的な暖房を考えるですとか、近年でしたら、夏場の暑さ対策とか、そういったことに併せていろいろ建築物も発展してきているので、それもひょっとしたら北国ならではの文化と呼べるのではないかなと思いました。

○**谷本会長** ありがとうございます。

地域性、風土に即した特色、札幌市の。これに即した叙述というものが重要だという御意見だったと思います。

田山先生、何かこの際、御意見など、もしございましたらお願いします。

○**田山委員** 私は、この資料を読むだけで、なるほどと思って感心して読んでおりました。皆さんのような問題意識がなくて大変申し訳ないのですが、印象的なこと感想めいたこととお話しさせていただきます。この審議会ではいろいろなお話がたくさん出ていて、非常に根本に関わることだとかが今回も出てきています。審議会ってこうあるべきかなと思っています。多様な意見が出ていましたので、基本的な考え方もそうですし、表記に関わること、言葉の遣い方、こういったことがここで話題になったということが、とても大事なことと思って聞いていました。こういう話が出ていたということが、この委員会で大事なことかな、有意義な委員会と思いながら、皆さんの御意見を聞いておりました。

私の個人的な見解ですが、前回の意見をまとめて、丁寧に直されているので、審議会委員の先生方もお話ししやすいのかなと思っています。たくさん意見が出ましたので、再校正は大変かなと思いますが、今後も継続されることを願っております。

いろいろな取組を札幌市で行っています。皆さんも御覧になられているかと思いますが、こういった冊子「札幌れきぶん探検隊」、これは小学生向けなので、ルビが振られていてとても分かりやすく作られています。中にクイズが載っていたりして、探究的に作られています。これ以外にも、先ほど出た幾つかの関連文化財のストーリーの冊子もテーマごとに発刊されています。今日は、これらに関わる大事なお話でした。今日の委員の皆さんのご意見がすぐに生かされると思いました。ありがとうございました。

○**谷本会長** ありがとうございます。

大体皆さんからの御意見伺いましたが、何か補足で御意見、御質問等もしあれば伺おうと思いますが。

○**富士田委員** ダウンロードしたのですが、そっち見ないで、送ってきていただいたものを読んできたのですが、目次についていましたか？

○事務局（佐藤） まだ、すみません、つけてきておりませんでした。

○富士田委員 まだ練っている途中ですから、目次がないというのも理解できるのですが、目次を仮のものでいいのですけれども、作って送っていただけないでしょうか。というのは、あまりに厚いので、途中で読んでいっているうちによく分からなくなるのと、あと話の流れがどうなっているかというのに立ち返るのにやっぱり目次って必要だと思うので、この後、一定期間中に委員の皆様から御意見いただくのでしたら、ぜひ目次を送ってください。お願いします。

○谷本会長 章立てということですね。ページはまだ明確でないかもしれないけれども。

○富士田委員 ページでなくていいのですけれども、各章の中の流れ、それから章と章の関係というのを、読んでいっているうちにだんだん分からなくなるので、いただけるとこういう構造になっていると途中で思い出せる。

○事務局（宮村） 項目的なものはページを振らないような形でも出せるかと思いたすので、そういったものは作れるかなと思いたす。

○富士田委員 ページは要らないですから。お願いします。

○谷本会長 よろしくお願いたします。

よろしゅうございますか。

今、田山先生がまとめてくださいましたが、本日の審議会では具体的な御指摘も、あるいは全体的な方向性についても、かなり有意義な意見をいただけたというふうに私も聞いておりました。本当にありがとうございます。

事務局には、これからも対応していただくことになると思いたすけれども、よろしくお願いたします。

今後のスケジュールですけれども、今日が9月10日、これから、またさらに有識者の方からの意見聴取があると書いていますが、もう2回目というのは行われたのですか。それともこれからですか。

○事務局（宮村） これからの方がほとんどでございます。

○谷本会長 今日は委員の先生方から貴重な御意見をいただきましたが、限られた時間でもありましたので、さらに御意見があれば、あるいは、今日いただいた御意見でも少し整理した御意見があれば、9月17日までにまたメールへのお返事という形で御記入のうえお戻しいただければ、御対応いただけるということでございます。それを基に、素案の修正というものがなされるはずであります。

次の令和7年2月から3月の第3回のこの審議会では、本日の、あるいは今後メールでいただいた意見、それから、この後に書いてあるパブコメも含めた案が出されるということなのですね。

○事務局（佐藤） 令和7年の2月、3月の保護審議会では、庁内合意形成の後、議会報告、パブコメを行った、もう最終的に3月に文化庁に計画案を出そうと思っているのですが、その前段、その前のものという形でお見せしたいと。

○谷本会長 それを確認するということですね。

○事務局（宮村） ほぼ完成版というものをお見せするというような形になろうかと思えます。

○谷本会長 そうすると、今回の意見への対応表みたいなものというのは、また別途・・・。

○事務局（佐藤） それは、またこれから有識者の方の御意見をいただいて、全体取りまとめまして、庁内の合意形成が始まる前あたりに、こういう形で整理させていただきましたということをメールか何かで御報告させていただきたいと思っております。

○谷本会長 分かりました。そのような形で今後進めていくということでございますので、よろしく願いいたします。

では、これで議題については終わりにしたいと思います。

○事務局（宮村） 本日の内容につきましては、文化財保護審議会の公開に関する取扱要領第9条によりまして、審議会終了後は会議要旨を作成しまして、出席された委員に内容を確認いただいた上で、これを公開する旨を定めております。会議要旨につきましては、会長の指名する委員2名から署名をいただく旨、定めがございますので、指名を受けた委員におかれましては、御協力をお願いしたいと思います。

また、第3回目の審議会につきましては、先ほども谷本会長から少し触れていただきましたけれども、今のところ、2月から3月ぐらいに開催したいというふうに考えておりまして、議題としましては、今の第2期札幌市文化財保存活用地域計画（案）の報告、また、9月から募集を開始しております地域文化財の認定の制度の関係で、意見聴取を予定しているところでございます。

以上でございます。

○谷本会長 ありがとうございます。

ただいま、会議要旨の作成と、それから委員による署名について、事務局から説明をいただきました。会議要旨の署名委員を会長が指名するというところでございますので、本日の会議要旨の署名については、田山委員と、それから照井委員をお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

事務局は、後日、会議要旨を各委員に確認いただいた上で、両人から署名をいただくようにお願いいたします。

### 3 閉 会

○谷本会長 では、以上をもちまして、令和6年度第2回札幌市文化財保護審議会を終了いたします。

皆様の御協力によりまして、滞りなく議事を終えることができました。誠にありがとうございました。

お疲れさまでございました。

この会議要旨は、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 7 年 2 月 14 日

札幌市文化財保護審議会委員

署名人 田山修三

署名人 照井康徳